

令和3年度 更生保護女性会運営補助金

評価表 NO.

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課	担当者	山内					
事業費名称	社会福祉管理運営費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、更生保護女性会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	100千円	国県支出金 0千円	一般財源 100千円					
令和2年度 予算額	200千円	0千円	200千円					
		その他 0千円	その他の内容					
成果指標①	総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数	65回 延500人	令和8年度					
成果指標②								
補助対象者	川内更生保護女性会及び入来更生保護女性会							
補助対象経費	① 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く） ② 更生保護思想の普及、犯罪予防に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 研修事業等の実施 ② 会員の資質向上及び更生保護女性会の健全な運営 ③ 更生保護意識の啓発及び犯罪の予防							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）以内とする。							
上記項目の積算方法	補助対象以内の額。							
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	787,020	78.5%	826,181	80.0%	872,656	77.1%
		会費収入	360,500	36.0%	407,000	39.4%	386,000	34.1%
		事業収入	276,520	27.6%	292,680	28.3%	255,052	22.5%
		寄付金・その他助成	150,000	15.0%	126,501	12.2%	231,604	20.5%
		市補助金	100,000	10.0%	100,000	9.7%	174,688	15.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	115,477	11.5%	107,005	10.4%	84,142	7.4%
	計	1,002,497	100.0%	1,033,186	100.0%	1,131,486	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	895,492	89.3%	949,044	91.9%	886,737	78.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)		107,005	10.7%	84,142	8.1%	244,749	21.6%	
計	1,002,497	100.0%	1,033,186	100.0%	1,131,486	100.0%		
支出計/前年度支出計				103.1%		109.5%		
自己資金/前年度自己資金				105.0%		105.6%		
翌年度繰越金/市補助金		107.0%		84.1%		140.1%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	75回 延667人		67回 延519人		50回 延327人			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成30年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】更にPR活動に努力している。 【事業のPR方法】社会を明るくする運動協力 【費用対効果】特になし 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更生に理解を得るため、女性の立場で会員一丸となって活動に寄与されている。しかし現在は、コロナ禍の影響で活動が減っている状況にある。明るい社会づくりのためには、このような活動に参加・理解する人々が増やすことが必要と考えます。 市全体の犯罪認知件数は、平成30年:773件、令和元年:712件、令和2年:387件であり年々減少している。</p>							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	犯罪のない明るい社会づくりに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	犯罪防止及び犯罪者の自立厚生に理解を求める活動を行うことにより、明るい社会づくりに貢献しており必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	近年の希薄な社会環境の中、市民のニーズには合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	ボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	活動内容からみて、適当と思われる。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 更生保護意識の啓発や犯罪予防に女性の立場から活動を行っていただくため、現状のまま継続とした。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 効率的な運営に取り組んでいただく。		≪まとめ≫

更生保護女性会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる更生保護女性会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 更生保護女性会運営補助金に係る補助事業等は、組織の円滑な運営と会員の資質向上を図ることによる更生保護思想の普及と犯罪予防に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 更生保護女性会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 更生保護女性会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。）
- (2) 更生保護思想の普及、犯罪予防に要する経費（食糧費を除く）

(交付の申請)

第5条 更生保護女性会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 更生保護女性会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、更生保護女性会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 更生保護女性会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 更生保護女性会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 更生保護女性会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 更生保護女性会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。